② 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

③ 当該競争参加資格に係る申請の期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵ 構成員の技術的要件　特定建設工事共同企業体の構成員は、平成22年７月21日において次の条件を満たすものとする。

① 特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、平成８年度以降に、元請けとして次に掲げる㋐～㋒の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ただし、㋐～㋒は、同一工事とする。

㋐ 道路橋（Ａ活荷重以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑ 橋梁形式が鋼連続鋼床版箱桁橋で、最大支間長が50m以上であること。

㋒ 架設工法がトラッククレーン工法、トラッククレーンステージング工法（クローラクレーン含む）以外の工法であること。

なお、当該実績が地方整備局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

② 建設業法（昭和24年法律第100号）の鋼構造物工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③ 建設業法の鋼構造物工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶ 出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、30%以上の出資比率であるものとする。

⑷ 代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有するものであって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸ 特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書㈱」を準用するものとする。

８ 一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記７⑴①の認定（上記７⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、上記７⑴①の認定を受けていない構成員が上記７⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了しない場合は、競争に参加できないことがある。

９ 資格審査結果の通知

「一般競争参加資格確認通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。

ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11 その他

⑴ 特定建設工事共同企業体の名称は、「鹿児島３号川内川橋上部工工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵ 当該工事にかかる競争に特定建設工事共同企業体として参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加者資格の認定を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

長崎県警察機動隊設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成22年６月21日

九州地方整備局長　岡本　　博

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

１ 業務概要

⑴ 業務名　長崎県警察機動隊設計業務（電子入札対象案件）

⑵ 業務内容　設計業務（建築、設備、外構等に係る基本設計及び実施設計業務）

⑶ 履行期限　平成24年３月30日

２ 申請の時期

平成22年６月22日から平成22年７月５日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、平成22年７月５日以降当該業務に係る技術提案書の提出期限まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出期限までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

３ 申請の方法

⑴ 申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務）」（以下「申請書」という。）は、当該業務の説明書と併せて交付する。

入手方法については、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（平成22年６月21日付け支出負担行為担当官九州地方整備局長）５．⑵を参照すること。

⑵ 申請書の提出方法　申請者は、申請書に長崎県警察機動隊○○・△△設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。以下同じ。）により提出すること。

提出場所：〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２―10―７　九州地方整備局総務部契約課調査係　電話092―471―6331（2521、2522）

⑶ 申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

４ 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年３月31日付け国土交通大臣官房地方課長、国土交通大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成22年３月31日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

⑴ 組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 九州地方整備局における平成21・22年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③ 九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。

④ 建築士法（昭和25年５月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

⑤ 平成22年３月31日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

⑵ 業務形態

① 構成員の分担業務が、業務の内容により、長崎県警察機動隊○○・△△設計共同体協定書において明らかであること。

② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、長崎県警察機動隊○○・△△設計共同体協定書において明らかであること。

⑶ 代表者要件　構成員において決定された代表者が、長崎県警察機動隊○○・△△設計共同体協定書において明らかであること。

⑷ 設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「官庁営繕部所掌に係る建設コンサルタント業務における設計共同体の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「長崎県警察機動隊○○・△△設計共同体協定書」によるものであること。